

# 市・県民税申告の受け付け

## 3/15(火)まで

所得税の確定申告に合わせて、市・県民税申告を2月16日(火)から3月15日(火)まで受け付けます。確定申告の必要はないが平成27年中に課税所得があった方、扶養されている方で課税(所得)証明が必要な方などは、市・県民税の申告をしてください。

前年に市・県民税の申告をした方には、1月下旬に市・県民税申告書をお送りします。申告が必要な方で市・県民税申告書が届かない場合は、課税課市民税係へご連絡ください。

課税課市民税係  
☎995-1810

### 申告が必要な方

1月1日(賦課期日)に当市に住民登録されていて、次の①～④のいずれかに該当する方。

- ①給与や公的年金以外の所得がある方
  - ②控除の内容を追加または訂正したい方
  - ③所得のなかった旨の申告をする方
  - ④被扶養者などで、課税(所得)証明書が必要な方
- ※所得税の確定申告をする方は、市・県民税申告は必要ありません。

### 受付日時・会場

とき	ところ
2月16日(火)～3月15日(火) ※土・日曜日を除く 9時～12時・13時～16時	市役所4階401会議室
2月26日(金) 9時～12時・13時～15時	須山支所2階大会議室

※2月15日(月)以前は、市役所1階課税課で受け付けています。ただし、確定申告の受け付けはできません。

### 持ち物

- ①市・県民税申告書(届いた方)
  - ②前年中の給与・年金の源泉徴収票すべて
  - ③各種控除に必要な証明書など
  - ④医療費控除を申告する方は、医療費の領収書
- ※保険などで補てんされた金額がある場合は、その金額が分かる書類もお持ちください。事前に医療費の集計を済ませておいてください。
- ⑤はんこ(認め印可)

### 申告の手引き

#### ●所得のなかった方

- ▶所得のなかった旨を記入した市・県民税の申告書を提出してください。

#### ●所得のあった方

- ①会社で年末調整が済んでいる方で、そのほかの所得がある方
  - ▶そのほかの所得が20万円以下の方は、市・県民税の申告をしてください。20万円を超える方は、確定申告が必要です。源泉徴収票、そのほかの収入と経費の内訳がわかるものをお持ちください。
- ②会社で年末調整が済んでいない方(年の途中で退職した方やアルバイトの方)
  - ▶所得税が還付になることがあります。確定申告の相談を受けることをお勧めします。源泉徴収票、生命保険料・地震保険料・社会保険料などの支払証明書などをお持ちください。
- ③公的年金を受給していた方
  - ▶所得税が還付になることがありますので、源泉徴収票、生命保険料・地震保険料・社会保険料などの支払証明書などをお持ちになり、ご相談ください。
- ④自営業の方、そのほかの所得がある方
  - ▶確定申告の相談を受けることをお勧めします。収入と経費の内訳のわかるもの、生命保険料、社会保険料などの支払い明細書などをお持ちください。



#### ◆所得税の確定申告

平成27年分の所得税の確定申告は、市・県民税申告と同期間に同会場で受け付けます。確定申告の詳細は、2月1日号に掲載します。